【基本目標２】 支え合いの輪を広げよう

「地域共生のまちづくり」を推進するためには、地域で活動しているNPOやボランティア団体などの活動が活性化するとともに、相互の連携を図ることが必要です。もちろん、こうした団体の活動状況は地域によって違いがありますが、身近な地域における話し合いなどを通じてお互いが連携し、活動の輪を広げることによって、地域の様々な生活課題や必要な支援が共有され、地域自らの課題解決力が高まります。

そこで、地域で次の５つのことを目指していきます。

- ●日常的に地域の人が交流できる場所や機会をつくる
- ●支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する
- ●地域での活動に参加する
- ●地域活動団体、支援機関等の間で情報共有をはじめとする連携を深める
- ●災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

地域共生社会の実現に向けた重層的な支援の輪

〔本人・家族を中心とした重層的な支援の輪〕
○地域の中での見守り・支えあいのつながりや社会参加、居場所（地域の輪）
○地域への働きかけができる専門職人材の育成や関係者間のネットワーク（専門職の輪）

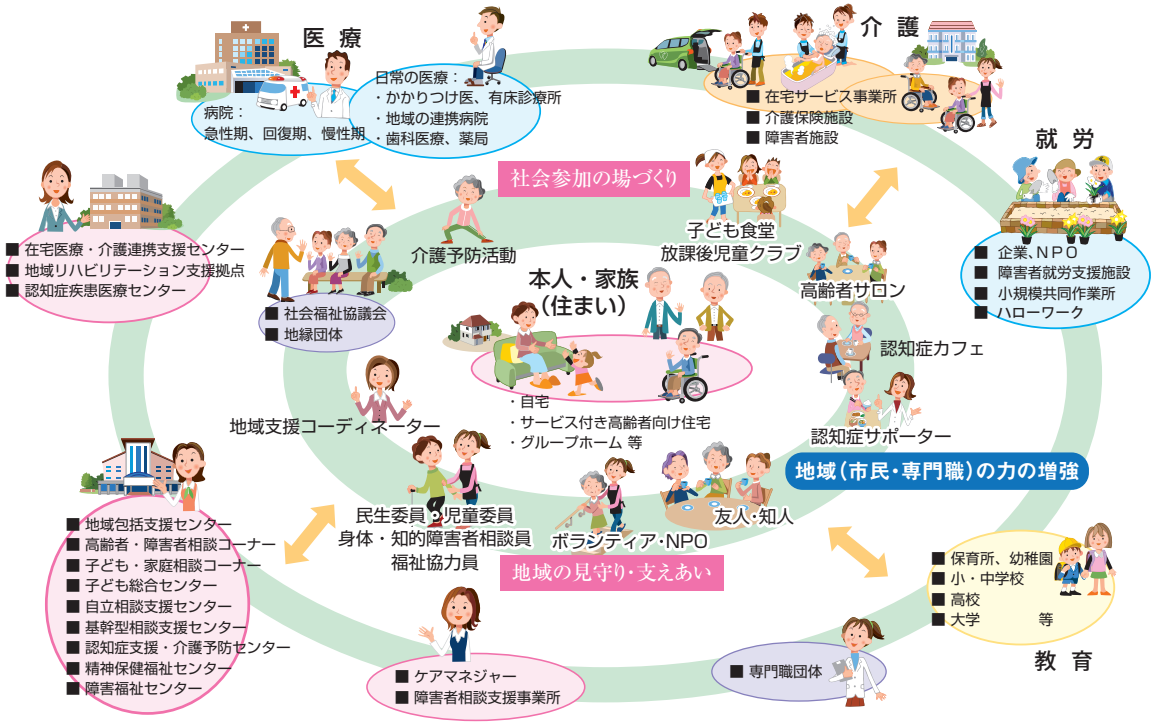

【浜村明徳氏（小倉リハビリテーション病院名誉院長）の協力のもとに作成】

日常的に地域の人が交流できる場所や機会をつくる

昔ながらの地域のきずなが希薄になるにつれ、地域とつながらないことに気楽さを感じ、関心を持たない人が多くなっている傾向にありますが、「地域共生のまちづくり」の実現のためには、地域ぐるみで支え合うことのできるネットワークの充実・強化が重要です。

高齢者、障害のある人、子ども、保護者、学生、外国人、ボランティアなど年齢や属性に関わらず、日常的に地域の人々がふれあう機会や居場所をつくることで、地域のきずなを強めましょう。

【実現に向けた取組み】

◆地域コミュニティ拠点の提供・支援

地域の人が、集会・会議など地域活動で利用する施設や交流の場（以下「地域コミュニティ拠点」という。）には、市民センター、年長者いこいの家、つどいの家、公民館類似施設、高齢者サロン、認知症カフェ、子ども食堂などがあります。

市民センターをはじめとする既存施設のさらなる活用を目指すとともに、認知症カフェや高齢者サロン、子ども食堂など、地域の人々が集まる居場所づくりを、開設や運営の相談、PR などの面で支援します。

老朽化等で既存の施設が存続できない場合などは、拠点となる別の施設を確保していく必要があります。市民センターを中心に、地域にある公民館類似施設、つどいの家、さらに企業や介護施設等が提供する地域の人のための利用スペース等の活用など、地域の社会資源を最大限に活用し、地域の実情に応じた工夫をしていくことが重要です。

【主な取組み】

●（仮称）地域交流・居場所部会（いのちをつなぐネットワーク推進会議）

地域の人が気軽に参加できる地域交流の場や居場所の充実を図るため、いのちをつなぐネットワーク推進会議に、カフェやサロンの運営者や施設関係者が交流する「（仮称）地域交流・居場所部会」を設置し、地域の交流・居場所づくりを支援します。

●子ども食堂開設支援事業

地域のニーズに沿った持続可能な子ども食堂の取組みを支援するため、子ども食堂ネットワーク北九州を中心に、開設や運営のサポートを地域・企業・各団体・学校・行政等の連携を深めながら実施していきます。

●北九州ひとみらいプレイスの充実

北九州ひとみらいプレイスは、コムシティ（八幡西区）にある 11 の施設が連携した複合施設です。各施設の特長や専門性を生かし、子どもから高齢者まで、年齢、国籍、文化、障害の有無を問わず、若者成長の支援、あらゆる世代の学びの充実、さまざまな団体の活動支援、すべての市民の交流促進に取り組み、幅広い人づくりを支援します。

地域での活動報告

まちなかフォーラム in 折尾（老いを支える北九州家族の会）

「多世代交流」を目的として、認知症や障害のある人の正しい理解と啓発促進のフォーラムを、学生の多い街、折尾で開催しています。

折尾地区の高校・大学に通う学生、認知症や障害のある人、高齢者や子どもとその親を含む地域の方々など、世代・属性に関わらず多くの方が参加し、交流を楽しんでいます。

子ども食堂

子ども食堂（令和２年 12 月末現在・市内 33 箇所）は、食事の提供だけでなく、子どもや大人がコミュニケーションを図りながら、安心して楽しく過ごすことのできる居場所として、地域団体等が中心となり開催しています。

支援を必要とする人が近所にいれば、見守りや助け合いを実践する

今後、さらに少子高齢化が進行する中で、地域において、一人暮らしの高齢者、障害のある人、子育て中の世帯など、何らかの支援を必要とする人の増加が見込まれます。

そういった人たちが孤立することのないように、そして、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、行政はもとより、誰もが地域の一員として「お互い様」の気持ちを持って、声掛けや話し相手になること、ごみ出しや庭掃除、買い物支援など、地域で協力しながらできる範囲で見守り・助け合いを実践しましょう。

【実現に向けた取組み】

◆いのちをつなぐネットワーク事業の充実・強化

高齢者のみならず何らかの支援を必要とする人が、周囲から孤立し、様々な制度やサービスや見守りが受けられない状態に陥ることがないよう、民生委員・児童委員や福祉協力員をはじめ地域住民、民間企業、地域活動団体や行政などが一体となって、地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」をキーワードに取組みを推進し、見守りのネットワークの充実と強化を推進します。

いのちをつなぐネットワークには、市民と接する機会のある企業等の協力による「見守り部会」、地域の人が安心して買い物できる環境づくりを推進する「買い物支援部会」があり、今後、地域に交流できる居場所を広げる「（仮称）地域交流・居場所部会」を設置し、地域全体で見守る仕組みをさらに推進します。

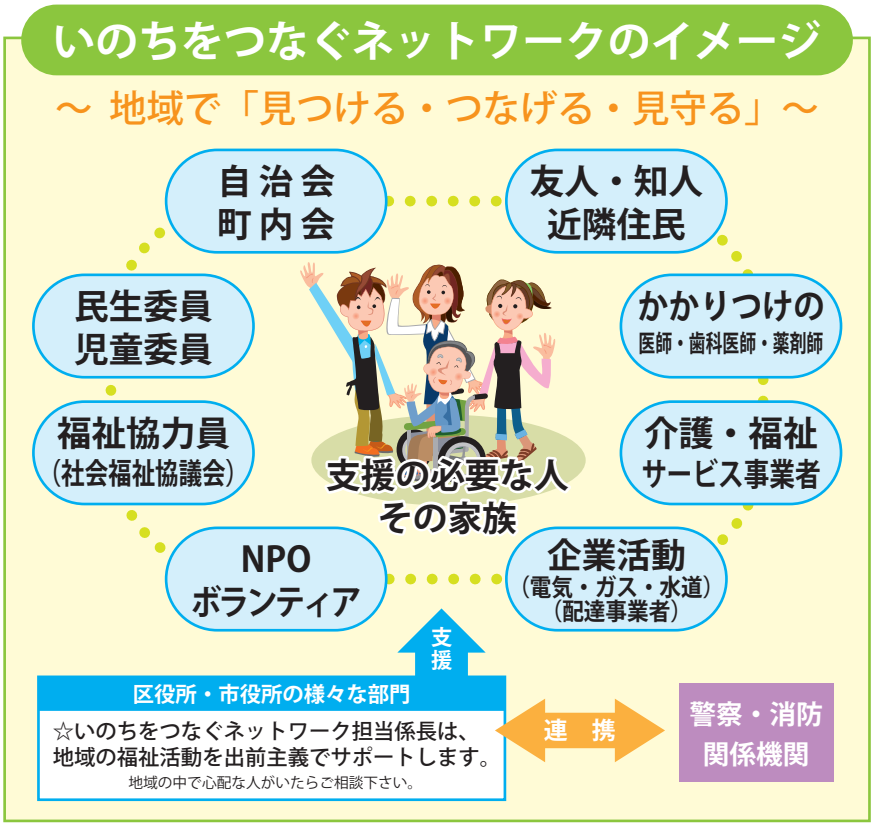

いのちをつなぐネットワーク事業　協力会員（見守り部会）

会員数・・・85 団体（令和２年５月末現在）

電力会社やガス会社などのライフライン、新聞・マスコミ、郵便・宅配業者
飲食・生活に関するサービス事業者、不動産会社やマンション管理会社などの
住まい関連の事業者、銀行や生命保険会社、地縁団体・ボランティア団体　など

【主な取組み】

●民生委員・児童委員による活動

民生委員・児童委員は社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力する地域福祉推進の担い手であり、高齢者・障害のある人・生活保護世帯・児童・ひとり親世帯など支援を必要とする人の生活実態把握、相談支援を行ったり、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動など、幅広い活動を行っています。

●ふれあいネットワーク活動（北九州市社会福祉協議会）

小学校区を基本に、市内 155 の校（地）区社会福祉協議会において、福祉協力員を中心に、「見守り」「助け合い」「話し合い」の３つのしくみをつくる住民主体の地域福祉活動を行っています。（以下の数値は令和元年度実績）

見守りのしくみ

・福祉協力員　6,830 人（令和２年３月末現在）
・見守り対象世帯　125,407 世帯
　対象世帯……高齢者世帯、障害のある人がいる世帯、ひとり親で子育て中の世帯など

助け合いのしくみ

・助け合い活動の対応件数　721,850 件
　対応内容……話し相手、ゴミ出し、買い物支援、生活情報の提供、薬とり、庭掃除、洗濯、布団干し・入れ　など

話し合いのしくみ

・連絡調整会議の開催（全 155 校〈地〉区社協）
　見守りや助け合いで把握した困りごとを共有・解決するために、校（地）区社協が中心となって、関係機関・団体と一緒に話し合いを行っています。

◆認知症対策の一体的な推進

認知症を正しく理解して、認知症の人を地域で温かく見守り、支える「認知症サポーター」のさらなる養成に努めます。

また、地域での行方不明高齢者の捜索模擬訓練の実施や、行方不明になった人の情報を認知症サポーター等に電子メールで発信するなど、行方不明者の安全確保、早期発見・早期保護につなげるネットワークづくりに取り組みます。

【主な取組み】

●認知症サポーター養成講座

自治会・町内会などの地域団体や商店、企業、学校などで「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症についての正しい知識や対応の仕方を学び、認知症の人やその家族を温かく見守り、支えます。

●捜索模擬訓練の実施

捜索模擬訓練とは、認知症の人が道に迷った想定で、地域住民が捜索を行う訓練です。認知症地域支援推進員と連携して、認知症の人への声のかけ方などを学び、実践的な訓練を行うことで、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

●認知症行方不明者等 SOS ネットワーク

認知症の人が行方不明になった場合に、警察をはじめ行政機関や交通機関、地域ネットワークの協力機関等が連携して、早期発見・早期保護に努めます。

地域での活動報告

パトランキタキュー

「パトラン（＝パトロールランニング）」は、地域をランニングして見回ることで、安全で暮らしやすいまちにする取り組みのことで、ランニングという「趣味」を「地域貢献」に活かそうというものです。

- 安全・安心　～　地域の防犯効果
- 健康　～　住民の健康ライフ
- ふれあい　～　地域コミュニティの再興

の３つを目的として、定期的にゆっくりとしたスピードでまちをパトロールしながらランニング（ジョギング）しつつ、すれ違う住民の方々には積極的に声かけし、明るく地域とふれあいながら元気に走っています。

非行防止キャンペーン

ある校区では、安心安全なまちづくりをモットーに、三世代がふれあうまちづくりを目指しています。その一環として、校区内の心身ともに健やかな青少年の健全育成のため、校区内の町内会、学校関係（小・中学校、各 PTA、スポーツ少年団）、各団体が協力して、年に７回パトロールを実施しています。

ポストコロナ時代における「支え合い」

～新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響～

令和２年、新型コロナウイルス感染症が発生し、本市においても同年３月以降、感染症の流行が見られました。

感染拡大を防ぐため、「3 つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることが求められ、各種イベントの中止や学校の休校、各種施設の休館に併せて、市民にも外出の自粛などの要請が行われました。

そして、高齢者サロンや認知症カフェ、子ども食堂等の開催の見合わせ、また、民生委員・児童委員や福祉協力員による訪問活動の自粛など、地域で行われている通いの場や見守りの活動にも大きな影響が及びましたが、

- **民生委員・児童委員や福祉協力員が中心となって、健康や介護予防に関する情報を掲載したチラシの配布や、往復はがき等で連絡をとりあう**
- **青空のもとでの子ども食堂の開催、各家庭に弁当を配布する**

など、地域での見守りや支援を継続してきました。

その後、新型コロナウイルス感染症の感染予防を図りながら生活を行うための「新しい生活様式」が示され、本市においても、「5 つの行動目標」の実践を呼び掛けており、日常生活のあらゆる場面で感染防止を意識することが求められています。

新型コロナウイルス感染症を契機として大きな変化を迎えた後の「ポストコロナ」と呼ばれる時代においても、地域での交流や見守りをとだえさせることのないように、

- **交流の場のあり方**
- **健康づくりや介護予防のあり方**
- **ICT（アプリ等）の活用**

など、「新しい生活様式」を踏まえた地域での「支え合い」について考えていきます。

地域での活動に参加する

地域によって地理的条件やそこに暮らす住民の年齢層が異なるため、それぞれの地域のもつ課題やニーズも異なります。

地域の課題を自分たちで把握し解決するため、見守りや支え合い、健康づくりや生きがいづくりなど様々な分野において、主体となって活動しましょう。

【実現に向けた取組み】

◆地域での活動を続けることができる環境づくり

NPO、ボランティア団体など地域で活動している団体が活動を続けることができるよう、活動に資する情報の提供や相談対応、助成金や場所の提供等の支援を実施します。

【主な取組み】

●北九州市ボランティア・市民活動センター（北九州市社会福祉協議会）

「誰もがボランティア活動ができる社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」を使命として、ボランティア・市民活動の広報・啓発、福祉教育の推進、活動者の育成、ボランティア・市民活動団体のネットワーク構築、災害復興に対応するための体制づくり、ボランティア活動への参加を支援する事業等に取り組んでいます。

●北九州市市民活動サポートセンター

市内において、ボランティア活動をはじめとする自由な社会貢献活動としての市民活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的として、コムシティ内に設置しており、NPO・市民活動などに関する相談対応や助成金等の情報提供、ミーティングスペースをはじめとする設備の貸し出し等を行います。

◆地域の課題を自分たちで把握し、解決することができる環境の整備

自治会・町内会をはじめとする地縁団体や社会福祉協議会、企業や事業者、NPO やボランティア、行政などが連携し、地域のもつ課題を自分たちで把握し、地域の実情に合わせた解決ができる環境をつくります。

【主な取組み】

●地域包括ケアシステムの構築に向けた「協議体」（校区の作戦会議）

高齢者等の生活支援の充実と社会参加を促進し、地域の互助能力を高めることを目的に、「高齢者サロン」や「認知症カフェ」などの通いの場づくりやボランティアなど地域住民による助け合いづくり、また買い物や送迎サービスなど事業者や NPO 等と連携した生活支援サービスづくりなどについて、様々な関係者が協議を行う協議体（校区の作戦会議）の取組みを進めていきます。

この協議体を効果的に運営できるように、区役所に配置している地域支援コーディネーターや、いのちをつなぐネットワーク担当係長が連携し、その地域の実情に合わせて、地域が主体となった課題の解決に向けた取組みの支援を行います。

地域での活動報告

協議体（校区の作戦会議）での実施例

- 地域全体の健康づくりや見守りを目的としたサロンを開催し、協議体内で随時実施報告をしつつ、内容の充実に向けた取組みを実施しています。
- 最寄りの店まで遠く買い物に困っている地域では、地域住民で話し合い、行政や企業と協力して、買い物バスの運行や移動販売車を呼び込んだ朝市の開催などを実施しています。
- 浸水想定区域となっている地域では、消防署と連携して図上訓練を実施し、浸水想定区域や冠水場所、避難ルートなどの確認をして防災意識を高めています。

協議体（校区の作戦会議） イメージ図

地縁団体
【役割】参加呼びかけ
広報、資金集め

事業者・NPO 等
【役割】施設・設備、専門知識、
サービスの提供

校（地）区
社会福祉協議会など

住民・ボランティア・プロボノ※
【役割】情報・知識・能力提供、
企画・運営への参加

行政等
【役割】情報提供、運営支援

※仕事で培ったスキルや専門知識を
生かしたボランティア活動

目指す地域像の共有、生活支援ニーズ・地域資源の把握、
参加の呼びかけ、計画・評価
それぞれの得意を活かした連携による生活支援の仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らせるための作戦

～全員参加と地域資源の組み合わせによる地域づくり～

通いの場づくり
いきがい・健康づくり
交流の場

高齢者サロン
認知症カフェ
地域でGO！GO！健康づくり
など

助け合いづくり
ご近所さんによる
訪問支援

助け合い活動
見守り訪問
ボランティアによる生活援助
など

サービスづくり
事業者・ＮＰＯ等による
生活支援サービス

乗り合いタクシー・バス
移動販売等の買い物支援
シルバー人材センター
など

◆地域における健康づくり活動の推進

市民の健康の維持・増進のため、身近な地域で気軽に、人と人とのふれあいの中で楽しく健康づくりを続けることができるよう、地域で健康づくりをけん引するボランティアを育成し、その活動を支援します。

【主な取組み】

●地域で GO!GO! 健康づくり

市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会や食生活改善推進員協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。

●健康づくり推進員・食生活改善推進員の養成・活動支援

地域における健康づくり・介護予防を推進するリーダーとなる健康づくり推進員や食生活改善推進員を養成します。また推進員が行う地域での健康づくりの活動を支援します。

地域活動団体、支援機関等の間で情報共有をはじめとする連携を深める

近年の複合化・複雑化している課題に速やかに対応するためには、地域住民や地域で活動しているボランティアや NPO 等の団体、民間事業者、学校、行政などの間での連携が不可欠です。

日ごろから、福祉・医療、まちづくり、教育などの分野を超えた相互の関係づくりを行うことで、支え合いの輪を広げましょう。

地域での活動報告

LINE を活用した情報共有の仕組みづくり

市内のある地区では、近隣の自治会や社協、PTA、青少年育成会などのメンバー（9 割が 30 ～ 50 代）による LINE グループを作り、日常的に情報共有等を行っています。

〈具体的な活用方法〉

- 「子どもが家に帰ってこない」という情報が入れば、服装などの特徴等について情報共有して一緒に捜す
- 防犯アプリ「みまもっち」を持っていない人向けの不審者情報の発信
- 台風時の被害状況等の情報共有
- 気になることがあるときの相談ツール
- 市民センター等での催し物のお知らせ　など

【実現に向けた取組み】

◆地域の関係機関・団体の連携の強化

保健・医療・福祉関係者、地域住民や地域活動団体、民間事業者、学校、行政などで構成される各区の「保健･医療･福祉･地域連携推進協議会」の活動の支援や地域リハビリテーション支援体制の推進などにより、各区の特性を生かしながら、子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【主な取組み】

●地域リハビリテーション支援体制の推進

市民のニーズに応じた質の高い相談支援を行うことができるよう、地域リハビリテーション支援拠点を設置し、医療機関等の協力を得て、リハビリテーションに関わる事業を一体的かつ効果的に実施するとともに、リハビリテーション関係者の連携強化をさらに推進していきます。

※地域リハビリテーションとは

障害のある子どもや成人、高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべて。

（日本リハビリテーション病院・施設協会　2016）

◆家庭・地域・学校の連携推進

複雑化する課題に対応し、地域ぐるみで子どもたちを支援する取組みを進めるためには、従来の学校と教育委員会における取組みのみならず、家庭への働きかけや連携、地域の大学･企業・団体や専門的な人材等との協働、保健・福祉分野との連携が不可欠です。

特に最近では、地域が学校を支援する仕組みや体制の構築が図られており、今後はさらに、地域との連携・協働を進める取組みを検討する必要があります。

そのため、引き続き、自治会をはじめとする地縁団体やボランティアなどと連携し、各学校の実情に応じて、地域全体で学校教育を支援する取組みを進めます。

【主な取組み】

●地域学校協働活動推進員

地域等と学校とのパイプ役として、学校の要望に応じてスクールヘルパー等の人材発掘や「地域学校協働活動」の企画・立案、学校と地域住民、民間企業、団体・機関等との連絡・調整、地域住民への情報提供・助言・活動推進などに携わっています。

●家庭教育学級

市民センターと PTA、学校等が連携し、同じ年代の子どもを持つ保護者が、お互いの経験や情報を交換するとともに、楽しく交流しながら学び合う場として「家庭教育学級」を実施しています。

●コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール（北九州市型コミュニティ・スクールを含む）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進を図ります。

災害に備えて、平常時から支え合いのネットワークづくりに取り組む

近年では地震や台風、豪雨などの大規模自然災害が日本各地で発生しており、本市においても、平成 30 年 7 月の豪雨により大きな被害が発生し、防災に対する意識が高まってきています。

災害が起きた時に迅速に行動するためには、平常時からの準備が大切です。自分と周りの人の命を守るため、自分が住む、または働いている地域において起こりうる災害を想定して、避難時や避難所において支え合うことのできるネットワークをつくりましょう。

【実現に向けた取組み】

◆災害時の助け合いの仕組みづくり

大きな災害が起きたときに備え、地域において安否確認や避難方法、避難所の運営などについて具体的に検討し、助け合う仕組みづくりを支援します。

【主な取組み】

●住民参加型災害図上訓練（DIG）・避難所運営ゲーム（HUG）

DIG（ディグ）は、参加者が自分たちの住むまちの地図を囲み、危険箇所や避難場所などの書き込みを行いながら議論し、起こりうる災害像を具体的にイメージできる訓練を実施しています。

HUG（ハグ）は、参加者が避難所運営担当者となって、数多くの避難者をいかに適切に配置するのかを検討し、避難所で起きる様々な出来事を模擬体験できる図上訓練を実施しています。

◆避難行動要支援者の把握・見守りの体制づくり

高齢者や障害のある人のうち、避難する際に特別な支援を必要とする人が円滑かつ迅速に避難できるよう、個別避難支援計画の作成を進めるとともに、日ごろから地域住民や関係団体などと連携して、安否確認及び避難支援などの体制づくりを推進します。（→ P.42 へ）

◆福祉避難所の設置

介護や医療など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人を受け入れることができる「福祉避難所」設置のため、民間の福祉施設と協定を結び、避難時の受け入れやその後の支援について、地域と連携しつつ迅速に対応できるような体制をつくります。

地域での活動報告

令和２年９月の台風 10 号による福祉避難所の開設及び地域との連携

ある施設では、毎年近隣校区で実施される避難訓練に参加するなど、日ごろから地域との連携を強めています。

超大型と言われていた台風 10 号の際には、台風が来る２日前から施設内で対策チームを立ち上げ、その後近隣の自治会･町内会、市民センター及び行政と連携して、福祉避難所開設や要援護者の施設への移送、食事提供を含めた支援と情報共有を行い、当日の迅速な避難に結び付きました。

◆災害ボランティアセンターの設置・運営のためのネットワークづくり

本市では、災害発生時および発生後に速やかな復旧・復興を進めるため、災害ボランティアセンターの設置・運営について、社会福祉協議会と市の間で取り決めを設けています。

毎年、社会福祉協議会において、大規模災害時に全国から参集するボランティアを受け入れ、被災者ニーズに沿った円滑な支援活動につなげるため災害ボランティアセンターの設置･運営訓練を各区で展開しています。

災害時の避難行動要支援者の支援について

【国の方針と本市のこれまでの取組み】

平成 23 年３月の東日本大震災を教訓に、平成 25 年６月の災害対策基本法の一部が改正され、高齢者、障害のある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

この改正を受け、内閣府は、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的手順等を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年８月）を策定・公表しました。

取組指針に盛り込まれた項目

Ⅰ　改正災害対策基本法に基づき取り組む必要がある事項
　第１　全体計画・地域防災計画の策定
　第２　避難行動要支援者名簿の策定等
　第３　発災時等における避難行動要支援者名簿の活用
Ⅱ　さらなる避難行動支援のために取り組むべき事項
　第４　個別計画の策定
　第５　避難行動支援に係る地域の共助力の向上

本市においても平成 26 年度から「避難行動要支援者避難支援事業」を開始し、自治会が中心となり、民生委員や社会福祉協議会の協力を得ながら、地域における支援体制づくりを行っています。

具体的には、避難の際に支援が必要な高齢者や障害のある方々の情報を、ご本人の了解を得たうえで自治会などへ名簿として提供し、災害時にはその名簿を活用して適切な避難誘導を行うというものです。（令和 2 年 7 月末現在で 735 人の名簿を作成しています。）

【今後の方向性】

今後も避難行動支援のための個別計画策定を進めていくためには、要配慮者と地域、要配慮者と行政、地域と行政といったつながりを強めていく必要があります。

また、日常生活を営むための福祉サービスと災害時の避難や避難後の生活を、切れ目なくつなぐことが重要です。

高齢者や障害のある人といった災害時に要配慮者となり得る方々は、平常時には介護支援専門員や相談支援専門員といった福祉関係者を通じて、介護保険サービスや障害福祉サービスを使っていることが多いと思われます。

災害が発生したときにも、要配慮者の身体的な機能に変わりはありませんが、道路の寸断、公共交通機関の停止、避難所や仮設住宅といった生活環境への適応の難しさといった形で、日常生活を継続する前提が著しく変化します。

災害に伴って生じる環境の変化を想定し、要配慮者の個別の事情に配慮して、環境の変化にどう対処するかをあらかじめプランニングし、要配慮者や福祉関係者そして地域が共有する取組みを平常時から行うことを通じて、誰一人取り残さない地域、誰一人取り残されない社会を創っていくことが必要です。